

◆特集 敗戦から80年、平和憲法の危機

平和、生活、いのちが大事 憲法違反を許さない

新社会党 市民運動委員長

甲斐 正康



水はすべてのいのちの源である

私たちは人間だけでなく、この地球上の動物、植物を含めた全ての生命体は水を使わなければ生きていけず、水は私たちが生きている地球上における貴重な資源であることは、言うまでもないことです。

日本における水道技術の発達、水道建設の歴史を見ると、近代以前、江戸時代の鎖国政策の中において上水道建設が行われ、明治に入り1887年に神奈川県により建設された横浜水道が近代水道の始まりとなり、1890年に水道条例が水道建設の基本法として定められました。

大戦後1957年水道法が成立、高度経済成長期に日本の水道は目覚ましい発展を遂げ、1950年での日本の水道普及率はわずか26%だったが、その後水道普及率は急上昇しました。

インフラも整い水質も向上し、現在、日本の給水人口は1億2417万人、水道普及率は98%。水道漏水率は僅か5%。この漏水率の低さは世界一。蛇口から出る水をそのまま飲める国は世界で10カ国ほど。日本が世界に誇る公営水道事業です。

自然に囲まれ、四季に恵まれ、良好な水に恵まれ、水という貴重な資源の有限性に気付かず、私たち日本国民は比較的無造作に水を使ってきたが、2018年12月、施設の所有権は自治体に残したまま、運営権のみを民間企業に譲り渡す事ができるコンセッション方式が導入、水道事業に外国資本を含めた民間事業者の参入しやすい法改正が強行されました。コンセッション方式とは、水道施設の所有権が自治体のままであるため、万が一、災害が起きた場合や災害時の責任や施設の老朽化対策などは自治体が背負い、最終的には税金で賄われるという、企業にとってリスクゼロの非常に問題が多い手法です。



かいチャンネル YouTube サムネイルより

主配当を行う、と公表。この時から私は宮城の友人たちに声をかけられ、宮城県の水道民営化反対運動に参加するようにになりました。

しかもその宮城の水道民営化では、SPCが「OM会社」創設を提案。OM会社とは、運転と管理・保守をSPCから100%受注する株式会社であり、SPCに連なる10社の株で新しく作られ、SPCの職員は44名。その奥に控えるOM会社は225名でOM会社の議決権

宮城県では2022年4月1日から、上水道、下水道、工業用水のコンセッション方式による水道民営化が始まりました。2021年の時点で、宮城県の水道民営化ではフランス資本の水メジャーと言われるヴェオリア、オリックスなどで構成するSPC（特定目的会社）が設備更新費を削減しコスト削減と公表、その上で契約の20年の間で92億円の株

株式保有割合はヴェオリアが51%。つまりOM会社はヴェオリアが実権を握り全体を仕切ることになる、という計画でした。

ヴェオリアという企業は、水で金儲けを行う世界的な企業であり、パリで行われていた水道民営化で水道料金の高騰や水質悪化、市民に対する情報の不開示など、様々な問題を起こし、2010年に水道事業は再公営化しました。その他、アメリカでは「評判が悪すぎて新たな契約が取れない」という問題のある企業です。

そういった企業に水道事業を20年10億円で水道運営権を売却したのが宮城県です。

水道民営化は明確な憲法25条違反、生存権の侵害であると私は考えます。「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

このうち、第2項の公衆衛生の向上とは、水道事業の国の責任について謳っています。

今後水道民営化に絶対反対、既に民営化された自治体の再公営化を求めていき、宮城の水道の再公営化の運動をもっともっと広めていきたいと思っています。

◆特集 敗戦から80年、平和憲法の危機

人々の平穏生活権を脅かす大深度法は廃止を

2020年10月18日、東京都調布市つつじヶ丘で住宅地の道路が陥没する事故が起きました。それは、住民の誰もが「いつかは起こる」と思っていた、東京外かく

環状道路（以下、外環道）工事の影響による道路陥没事故です。

事故が起きた以前から、周辺住民は強い地震のような揺れ、低周波音の被害など、住民被害が多発していたが、工事施工会社のNEECO東日本はその影響を一切認めることなく、住民被害を無視し続けた上で起きた道路陥没事故でした。

この工事の法的根拠が「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下、大深度法）」。

※「大深度地下」とは地表面から40メートル深い場所の事であり、大都市において、地下の利用を地権者との権利調整をすることなく効率的に行うための制度をつくる必要があるという問題意識に基づき新たな制度を作ろうと「地表面から40メートル」または「建築物の支持地盤上面から10メートル」のいずれか深い方から下の空間を「大深度」と定義した上で、「大深度地下に土地所有権が及んでいないとは言えない」としながら「地下の利用の利益は深くなればなるほど薄くなる」「公益性を有する事業による利用を土地所有権に優先させても私有財産制度を侵害する程度が低い空間である」とし、地上には影響がない、という前提で立法された法律です。

かい
三鷹市 無所属 甲斐まさやす がおくる
元大型トラックドライバー 運転手歴20年 社長が認めたエースドライバー!!

3分でわかる#みちばたシリーズ 外環道編

Q 外環道って本当に便利になるの？

A 朝と夕方、高速合流部（ジャンクション）は車が集中するため、今より高速道路は渋滞するよ。さらに国土交通省が三鷹市内の東八道路は今より2倍近い交通量が増えたと試算しているよ。

Q 一体いくらかかるの？

A 総事業費は約2兆4千億円。まだまだ増えると言われてているよ。
その中にはもちろん税金も含まれているよ。

Q 外環道はいつ完成するの？

A 当初は2020年の東京オリンピックにあわせて開通する予定だったけど、間に合わず...
今では2031年3月まで認可延長されたんだ。

甲斐まさやす 妻・ようこ

住宅地の陥没や資産価値暴落などの問題も引き起こしている東京外環道工事。
今、物価高で生活に苦しんでいる庶民が多い中、この不要不急な工事は中止し、
人々の生活にお金を回すべきだと僕は主張しています！

Facebook note

● もっと知りたい豆知識 ● 外環道工事は大深度法（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法）を法的根拠に工事が行われている。政府や事業者（ネクスコ）は地上には影響がないと言っていたが、住宅地陥没事故を起こし安全ではなかったことが証明された。その他振動、騒音、家屋損壊、環境破壊など問題が多数発生しています。
もっともっと知りたいかたはコチラ！

2023年の三鷹市議会議員選挙の際に「不要不急な
東京外環道工事は中止せよ」と手作り配布したチラシ

2000年3月10日に通常国会に大深度法案が付議された際、「地表に影響が無い」と説明されていました。

「影響がある」または「あり得る」ならば、人が所有する土地の地下を、所有者の承諾無く、かつ所有者への補償も無しに使用できることにするのは、財産権の保障と、所有権を制限するには「正当な補償」を要すると定めた憲法29条に違反することになるからであり、この大深度法は制定の当初から、「地表には影響が無く、土地所有者に損失を与えることは無い」というなんとも身勝手な前提にして制定され、その後私が住む三鷹市の隣町、生まれ故郷である調布市で事故が起きたのでした。私がこの外環道工事の反対運動に加わったのは、この陥没事故後からです。陥没事故以前から、長年地域の住民の方々は反対運動を行っていました。

私は長年トラックの運転手を行っていた経験から、「外環道が開通しても都内は、渋滞緩和はしない。それどころか、場所、時間帯など状況次第によつては、より道路は渋滞する。東京や首都圏にこれ以上、環境や人々に迷惑をかけてまで高速道路は必要ない」といった主張を続け、実際に外環道工事の最終責任者である国交省、東京都、NEXCO東日本、中日本に文書を提出、その際に申し入れを行い、「なぜ外環道が出来ても渋滞緩和

はしないのか？」ということを国交省職員、東京都職員、NEXCO東日本職員に伝え、彼らは私の事細かな体験談、ドライバーの渋滞論に反論することは出来ず、「甲斐さんのような道路事情に精通した方のご意見はとても貴重であり、参考にさせていただきます」と言っていました。

憲法29条「財産権は、これを侵してはならない。2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」

道路工事を行う際、本来は土地所有者などの権利者の承諾が必要であるが、「大深度地下は通常人が利用せず、地表に影響を与えることもない」という前提だったが、調布陥没事故によつてその前提が崩れ、大深度法が合憲だという論拠が失われました。

「大深度法」は、もともと憲法29条違反の法律であり、東京外環道事業及びリニア中央新幹線事業に対する大深度地下使用認可は無効、大深度法自体、早急に廃止されるべきであると訴えます。

(かい まさやす)